

## 5.4 景観

### 5.4.1 現況調査

#### 1) 調査項目

敷地の存在（土地の改変）、構造物の存在による景観に与える影響について予測及び評価を行うため、以下の項目について調査を行った。

- ・景観資源の状況
- ・主要な眺望点及び眺望景観の状況

#### 2) 調査方法

##### ① 文献調査

景観資源の状況については、事業実施想定区域を調査地域として、沖縄県や宮古島市が発行している既存文献等と併せて「5.1 陸域植物」で調査した事業実施想定区域内の植生の状況について整理を行った。既存文献の調査内容については、表 5.4.1-1 に示す。

表 5.4.1-1 既存文献調査の内容

調査項目・文献名	作成期間	調査内容
「第3回自然環境基礎調査」(自然景観資源), 環境庁, 昭和 63 年 3 月	昭和 61 年 ～昭和 62 年	踏査目視
「美ら島沖縄県観光情報ファイル」, 沖縄観光コンベンションビューロー, 平成 23 年 3 月	平成 22 年	観光地(景勝地)、文化財、行事と民族芸能
「宮古島市景観計画」, 宮古島市, 平成 23 年 3 月	平成 22 年度	景観特性と課題、景観形成方針
「平成 26 年度版文化財課要覧」, 沖縄県教育庁文化財課, 平成 26 年 11 月	平成 26 年	国・県・市町村指定の文化財一覧

##### ② 現地調査

主要な眺望点及び眺望景観の状況については、事業実施想定区域周辺の眺望点を抽出し、現地踏査により事業実施想定区域の視認性を確認したうえで調査を行った。

調査地域一帯は、宮古島の南西海岸に面した平坦な地域であり、事業実施想定区域内の平均標高は 5m 前後で、周辺もほぼ同様な状況であるため、近傍に明確な眺望点は得られない。島の中央部付近に位置する野原岳（標高 109m）周辺からも、周囲の緩やかなアップダウンの地形に阻まれて遠望できない。

一方で、海を隔てて対岸に来間島があり、ここの展望台や、来間大橋などからは事業実施想定区域が一望できることから、眺望点としてはこれらからの遠景を抽出した。

また、事業実施想定区域が幹線道路に面し、この道路が観光道路という位置づけもあるため、沿道景観を中心とした近景についても、主要箇所を抽出して選定した。

さらに、事業実施想定区域から若干離れ、見通しは悪いものの、サトウキビなどで眺望は悪いものの、刈り取り後は視界が開ける可能性のある場所を中景として選定した。

各調査の調査内容については表 5.4.1-2 に、現地調査対象として抽出された眺望点については表 5.4.1-3 に示す。

表 5.4.1-2 現地調査の調査内容

調査対象	調査日	調査方法
主要な眺望 点及び眺望 景観の状況	平成 26 年 12 月 17 日	現地踏査により事業実施想定区域の視認性を確認したうえで、写真撮影を行った
	平成 27 年 1 月 22 日	
	1 月 26 日	
	7 月 5 日 8 月 29 日	

表 5.4.1-3 現地調査対象として抽出された眺望点

地点	地点名	事業実施想定区域 境界までの最短距離
a) 近景域		(0~1.5 km)
a)-1	県道保良上地線沿道 (熱帯果樹園まいぱり東側付近)	0m
a)-2	市道仲ネク線沿道 (東急ホテル東側付近)	0m
a)-3	市道来間線沿道 (前浜港北側付近)	0m
a)-4	市道ミナアイ原線沿道 (熱帯果樹園まいぱり南西側付近)	0m
a)-5	海岸線 (市道皆愛学道線の来間大橋北詰付近)	0m
b) 中景域		(460~640m)
b)-1	県道保良上地線沿道 (市道宮野原カネッサ線交差部付近)	460m
b)-2	市道来間線沿道 (市道宮野原カネッサ線交差部付近)	510m
b)-3	サトウキビ畑内農道沿道 (市道宮野原カネッサ線交差部付近)	640m
c) 遠景域		(1.5~1.6 km)
c)-1	来間島、竜宮城展望台	1,460m
c)-2	来間島、来間東農村公園内展望台	1,610m
c)-3	来間島、来間港	1,430m

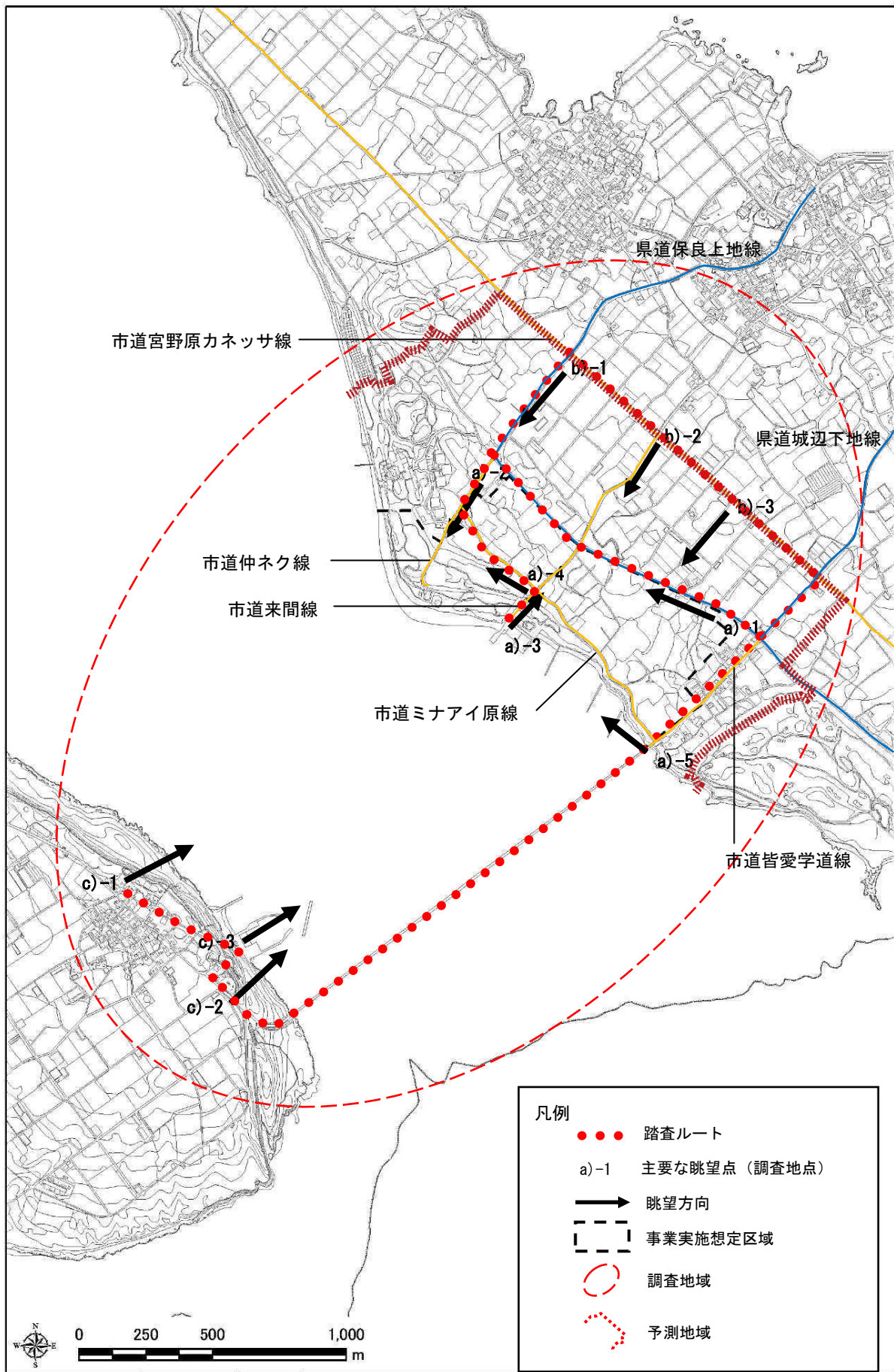


図 5. 4. 1-1 景観の踏査ルート及び調査地点

### 3) 調査結果

#### ① 景観資源の状況（文献調査に基づく整理）

事業実施想定区域内及びその周辺地域の景観資源の状況は、「第 2 章 事業特性の把握 2.3 事業実施想定区域の位置」「第 3 章 事業実施想定区域及びその周囲の概況 3.2 自然的状況 3.2.4 地形及び地質, 3.2.5 植物、動物及び生態系, 3.2.6 景観, 3.2.7 人と自然との触れ合い活動の場, 3.2.8 歴史的文化的環境」に示すとおりである。

事業実施想定区域は、宮古島市の南西部に位置する、段丘下位面に分類される平坦地であり、サトウキビを中心とした農地の中に集落が点在する田園景観を呈する。

また、宮古地島が誇る、白砂のビーチが連続する海浜に面することから、海岸景観もみられる。

事業実施想定区域内の景観を構成する主要な 6 つの要素について、その特徴を以下に示す。

樹林地：海岸の背後に連続して分布しており、周囲より幾分標高も高くなっていることもあって、事業実施想定区域内で周囲からもっとも目立つ景観資源である。明治時代後期に保安林に指定され、人為的な植栽によって形成・維持されてきた場所であるが、近年は周辺環境に配慮した植栽も行われており、海岸部のグリーンベルトを形成している。

海浜：樹林地前面（海側）の海浜部は、インターネットの口コミサイトで、「日本で一番美しいビーチ」に 3 年連続で選ばれている砂浜であり、その前面の青い海とともに、事業実施想定区域内の最大の景観資源である。白砂のビーチには砂丘植生を中心とした植物群落が、一部には珊瑚礁海岸もみられ、変化に富んだ海岸景観を形成している。

畑地：事業実施想定区域の周辺はサトウキビ畑がほとんどであるが、事業実施想定区域内にはサトウキビのほか、葉タバコや牧草地、タマネギやジャガイモ畑などが混在する。端境期にはそれぞれの畑が裸地になり、一部ではビニールハウスなどの施設園芸も行われているため、良好とは言い難い景観となっている。

荒蕪地：畑地であった場所が耕作放棄され、裸地となったり、センダングサなどの雑草やギンネムなどの灌木が生い茂る、荒蕪地と化した場所が多く見られる。これが畑地の間に点在することから、畑地景観も一層悪く見える。

観光農園：事業実施想定区域のほぼ中央部を占める形で、民間の観光農園が近年整備されている。元々苗圃であった場所を中心に、そこで栽培されていた植物材料なども活用して、体験型熱帯果樹園として整備された。公園的にしつらえられた自然との触れ合いの場でもあり、良好な景観資源となっている。

施設用地：前浜のビーチに面して、県及び宮古島市が整備した施設が立地している。県整備の施設は、「来間前浜港前浜地区」の港湾施設で、栈橋や船揚場、駐車場などで構成され、対岸の来間島や来間大橋を望む格好の眺望点ともなっている。市整備の施設は、海浜レクリエーションの拠点となっている「ウィンディまいばま」で、トイレやシャワー、駐車場などが整備され、観光利用も多い場所である。

事業実施想定区域周辺は、サトウキビ畑が広く分布する。事業実施想定区域の西側には民間のリゾートホテルが立地し、東側はゴルフ場が整備されている。

事業実施想定区域内の景観資源として、事業実施想定区域内の景観を構成する主要な6つの要素について、植生区分等により分布を把握した結果は、表5.4.1-4及び図5.4.1-1に示すとおりである。

表 5.4.1-4 事業実施想定区域内の景観資源（植生区分等）の状況

景観資源（植生区分等）	面積 (ha)	構成比 (%)	植生区分の根拠
樹林地	19.4	35.2	木本類の優先する植生として、以下の群落を抽出した。 ガジュマルーハマイヌビワ群落、ハスノハギリ群落、ヤンバルアカメガシワ群落、オオバギ群落、ギンネム群落、アダン群落、オオハマボウ群落、クサトベラ群落、モクマオウ植林、その他植林
海浜及び海浜草地	4.7	8.5	草本類の海浜植生の優先する植生として、以下の群落を抽出した。また、ビーチの砂浜部分も含めた。 キダチハマグルマ群落、砂丘植生群、岩礁植生群
畑地	9.8	17.8	耕作地として扱う植生として、以下の群落を抽出した。 サトウキビ耕作地、野菜耕作地、牧草地
荒蕪地	12.5	22.7	荒蕪地として扱う植生として、以下の群落を抽出した。 ススキ群落、休耕地、裸地、未舗装道
観光農園	3.7	6.7	観光農園は、観光・スポーツ施設として区分したエリアのほか、一部のヤンバルアカメガシワ群落等も含め、「熱帯果樹園まいぱり」として利用されている区域を抽出した。
施設用地	5.0	9.1	施設用地は、構造物と舗装道路を抽出した。 前浜港とウィンディまいばま、これに付帯する駐車場及び事業実施想定区域内の市道などがこれにあたる。
合計	55.0	100.0	



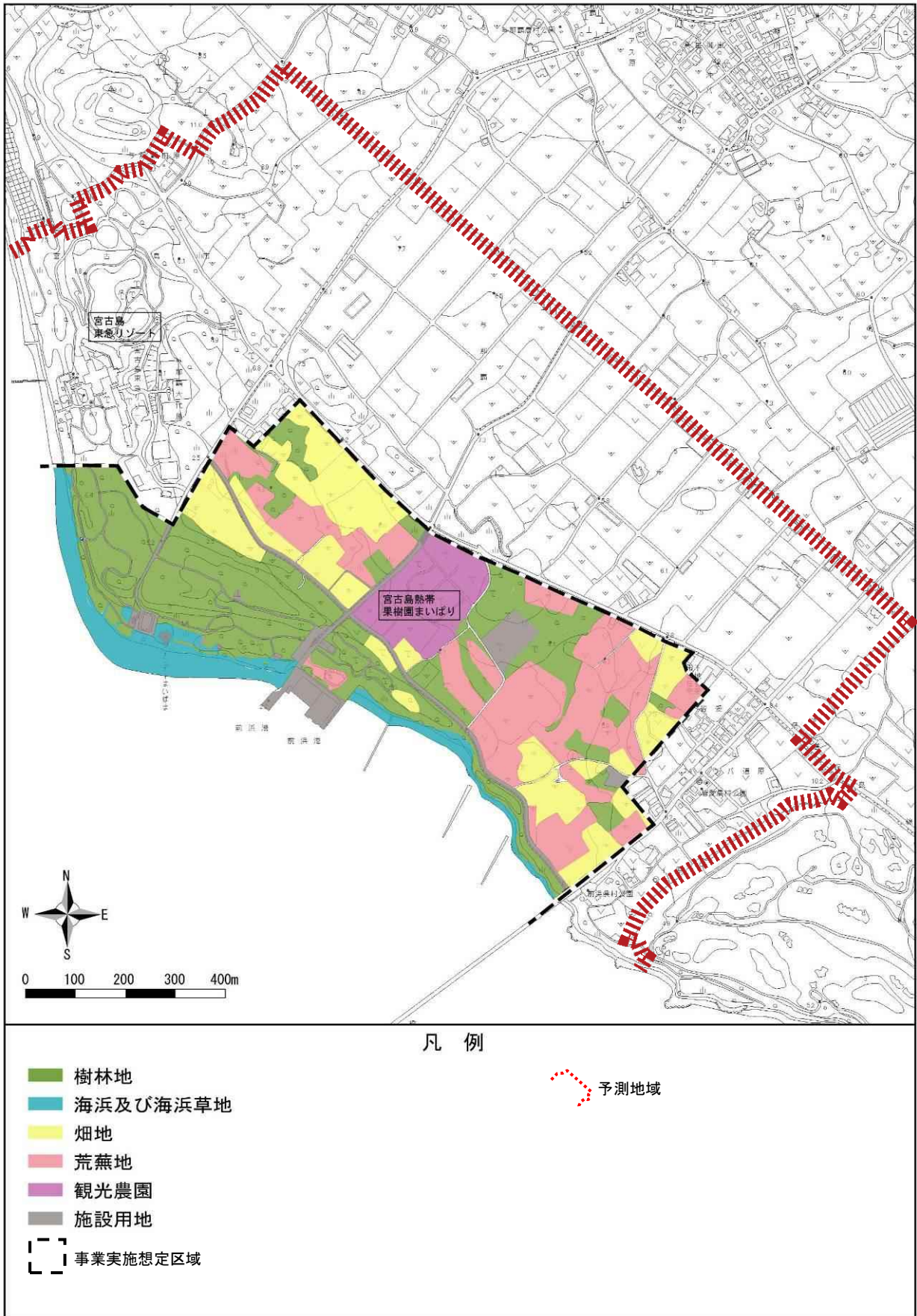


図 5.4.1-2 事業実施想定区域内の景観資源（植生区分等）の分布

<景観要素ごとの代表写真>



写真 5. 4. 1-1 (1) 樹林地



写真 5. 4. 1-1 (2) 海浜





写真 5. 4. 1-1 (3) 畑地



写真 5. 4. 1-1 (4) 荒蕪地





写真 5. 4. 1-1 (5) 観光農園 (熱帯果樹園まいぱり)



写真 5. 4. 1-1 (6) 前浜港



写真 5. 4. 1-1 (7)  
ウィンディまいばま

## ② 主要な眺望点及び眺望景観の状況（現地調査に基づく）

事業実施想定区域周辺の主要な眺望点は図 5. 4. 1-3 に示すとおりである。

近景域の眺望点としては県道保良上地線ほか、事業実施想定区域に接して、あるいは事業実施想定区域内を通る道路沿道から 5 ヶ所を選定した。

中景の眺望点としては、事業実施想定区域の東西は民間施設（リゾートホテル、ゴルフ場）で占有され、南側は海であるため、区域北側の境界となる県道保良上地線から北へ約 500 メートル離れた市道宮野原カネッサ線付近に 3 ヶ所の眺望点を選定した。

遠景の眺望点としては海を隔てた来間島で観光客等がよく利用する展望台 2 ヶ所とマリレジャーの拠点ともなっている来間港の計 3 ヶ所を選定した。

眺望点の状況は a)～c) に示すとおりである。

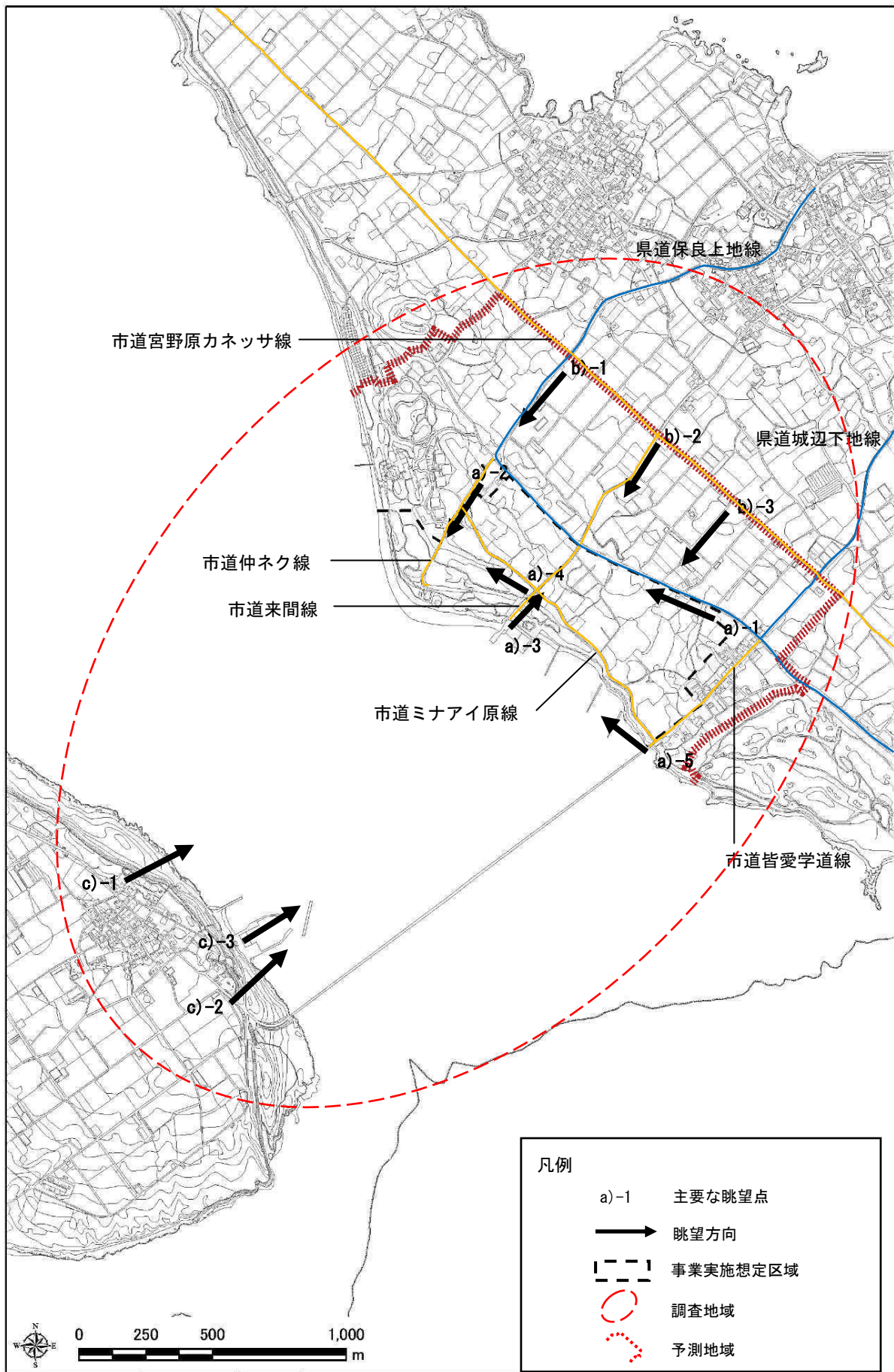


図 5. 4. 1-3 主要な眺望点の分布



## a) 近景域の眺望点と眺望景観の状況

### a)-1 県道保良上地線沿道（熱帯果樹園まいぱり東側付近）

空港や平良市街地と、南海岸のリゾート施設群や東平安名崎を結ぶ県道保良上地線は、観光道路という位置づけがなされ、観光客の利用が多い道路である。このため、片側には歩道が整備され、マニラヤシの街路樹が植栽されている。ただ、管理があまり行き届いていないため、道路両側の雑草等が繁茂している。

事業実施想定区域はこの写真の左手となり、街路樹の背後にも灌木が茂るため、あまり視界は開けない。正面の建物は民間のリゾートホテルである。



写真 5.4.1-2(1) 県道保良上地線沿道（熱帯果樹園まいぱり東側付近）からの眺望  
（撮影日：平成 27 年 7 月 6 日）



a)-2 市道仲ネク線沿道（東急ホテル東側付近）

前浜へのメインのアクセス道路であり、宮古島市が整備したサービス拠点施設である「ウインディまいばま」や駐車場があることから、利用の多い道路である。

片側に歩道が整備され、ナンヨウスギの並木と、その足下にはハイビスカスが植栽されている。

事業実施想定区域はこの写真の左手になるが、右側も含め、保安林に指定されている樹林地が広がるため、視界は開けない。



写真 5. 4. 1-2 (2) 市道仲ネク線沿道（東急ホテル東側付近）からの眺望  
（撮影日：平成 27 年 7 月 6 日）

a)-3 市道来間線沿道（前浜港北側付近）

県整備の港湾である前浜港に至る道路であり、同港にはプレジャーボートなどが係留され、海浜レジャーの拠点であるとともに、前浜のビーチや対岸の来間島、来間大橋などを眺望する場ともなっているため、観光利用や地元利用も多い道路である。

沿道には片側に歩道が整備され、イヌマキ（チャーギ）の並木が設けられている。

事業実施想定区域はその道路の両側になりが、樹林地が分布するところが多いため、視界はあまり効かない。



写真 5.4.1-2(3) 市道来間線沿道（前浜港北側付近）からの眺望  
（撮影日：平成 27 年 7 月 6 日）



a)-4 市道ミナアイ原線沿道（熱帯果樹園まいぱり南西側付近）

東側の市道皆愛学道線と西側の市道仲ネク線を結ぶ道路であるが、両側とも行き止まりとなるため、交通量は少ない。

片側に歩道が整備され、フクギの街路樹が植栽されている。

道路の両側が事業実施想定区域となり、左手（南西）側は保安林指定がなされた樹林地であるため視界は効かないが、右手（北東）側にはサトウキビ畑などの農地景観が開ける。

なお、写真の正面に見えるのは事業実施想定区域周辺で最も高い建物である、東急リゾートホテルの新館（9階建て、約30m）である。



写真 5.4.1-2(4) 市道ミナアイ原線沿道（熱帯果樹園まいぱり南西側付近）からの眺望  
（撮影日：平成27年7月6日）

a)-5 海岸線（市道皆愛学道線の来間大橋北詰付近）

市道皆愛学道線は、そのまま来間大橋、来間島へと通じる道路であるため、多くの観光客が利用する道路である。

この道路の宮古島側の付け根部分の西側から、事業実施想定区域の海岸線が一望できる。

手前側はサンゴ礁海岸が連続し、その奥のほうに白砂のビーチが続いているのが見て取れる。また海岸線に沿って保安林指定のある樹林地の緑も連続している。人工物としては、海に突き出た突堤が目につくが、前浜港やウィンディまいばまなどの施設は、この距離では目立たない。

なお、来間大橋上からも事業実施想定区域は望めるが、同橋は駐停車禁止であり、同じような景観は対岸の来間島の眺望ポイントからも眺められるため、橋上には眺望点は設けなかった。



写真 5.4.1-2(5) 海岸線（市道皆愛学道線の来間大橋北詰付近）の眺望  
（撮影日：平成 27 年 1 月 22 日）



## b) 中景域の眺望点と眺望景観の状況

### b)-1 県道保良上地線沿道（市道宮野原カネッサ線交差部付近）

空港や平良市街地と、南海岸のリゾート施設群や東平安名崎を結ぶ県道保良上地線は、観光道路という位置づけがなされ、観光客の利用が多い道路である。

この付近では、片側に歩道が整備され、フクギとハイビスカスの植栽が行われている。

写真では、道路の正面に見える青い標識の背後の森が計画対象地となる。事業実施想定区域周辺が平坦地であり、サトウキビ畑が広く分布するため、中景として眺望できる場所は、このように、道路正面に事業実施想定区域が広がる場所に限られ、それも極く狭い範囲でしか捉えられない。



写真 5. 4. 1-3(1) 県道保良上地線（市道宮野原カネッサ線交差部付近）からの眺望  
（撮影日：平成 27 年 7 月 6 日）

b)-2 市道来間線沿道（市道宮野原カネッサ線交差部付近）

市道来間線は事業実施想定区域を貫いて前浜港に至る道路であり、片側歩道とフクギの植栽が行われている。

ここでも、写真正面に見える森が事業実施想定区域の一画であるが、視認できるのはこの範囲だけで、両側に広がる部分についてはサトウキビなどに遮られて眺望できない。



写真 5. 4. 1-3(2) 市道来間線（市道宮野原カネッサ線交差部付近）からの眺望  
（撮影日：平成 27 年 7 月 6 日）

b)-3 サトウキビ畑内農道沿道（市道宮野原カネッサ線交差部付近）

事業実施想定区域の北側に広がるサトウキビ畑の中を、北東から南西方向に通る農道から地区を望む風景である。

写真では、道路の正面に見える樹林地が事業実施想定区域であり、写真右手側はサトウキビの植え付け前であるため、若干視界が開けている。

なお、樹林地で目立つ高木は、事業実施想定区域で圃場として利用されていた場所に植えられていたシマナンヨウスギであるが、海辺の潮害や風害の影響により、樹形は芳しくない。

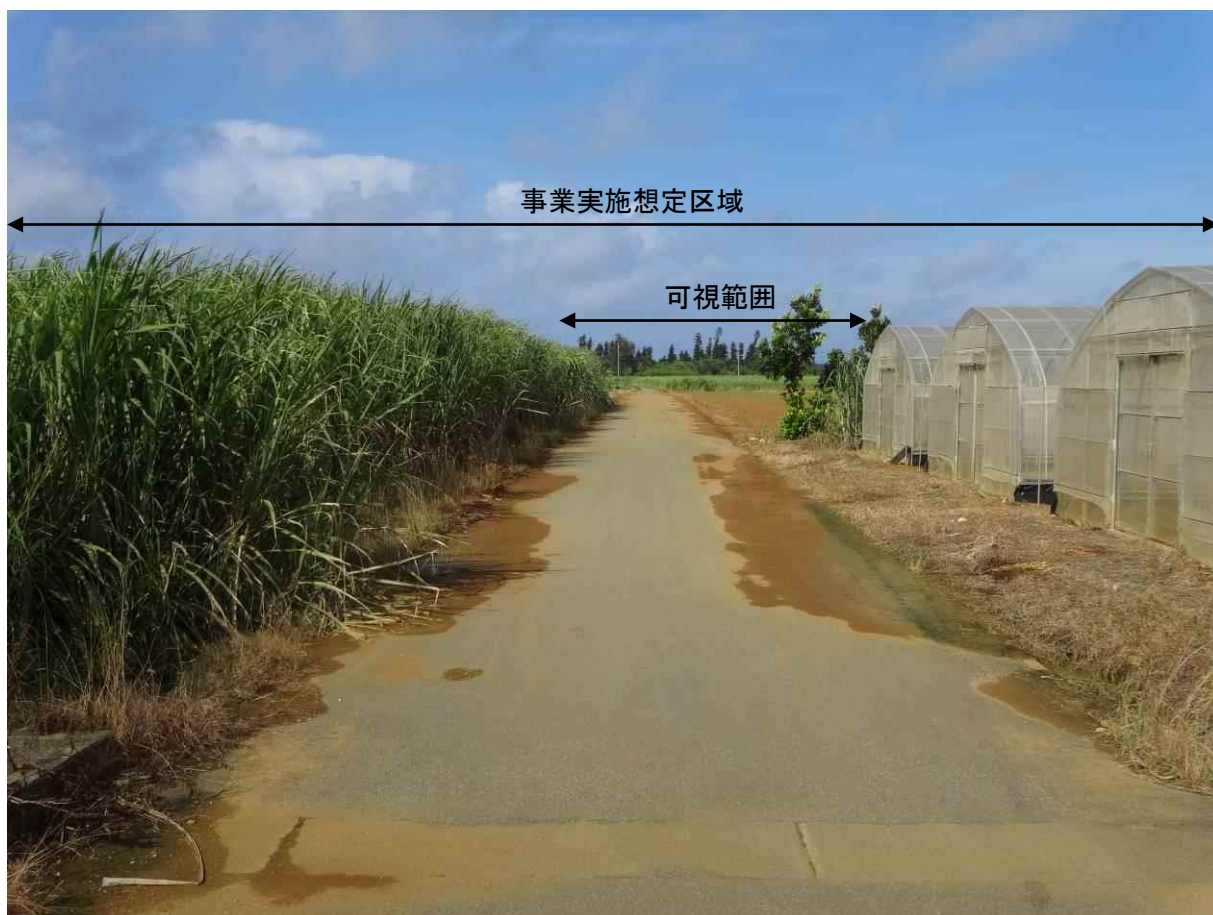


写真 5.4.1-3(3) サトウキビ畑内農道（市道宮野原カネッサ線交差部付近）からの眺望  
（撮影日：平成 27 年 7 月 6 日）



### c) 遠景域の眺望点と眺望景観の状況

#### c)-1 来間島、竜宮展望台

来間集落の裏手にあたる来間島北側の断崖上に整備された展望台で、標高約 60m の場所にある。

前面のコバルトブルーの海と真っ白い前浜のビーチ、そして宮古島の全貌や伊良部島までを見通せる場所として、観光客の立ち寄りも多い場所である。

ここからは事業実施想定区域の全体が一望できる。事業実施想定区域で目立つのは、砂浜とその背後の樹林地のほか、砂浜を分断する形の港湾施設（前浜港）、その右手に伸びる 3 本の突堤である。宮古島市の海浜レジャー施設である「ウィンディまいばま」は、背後が樹林地であるために目立たない。



写真 5.4.1-4(1) 来間島、竜宮展望台からの眺望  
(撮影日：平成 27 年 8 月 29 日)



c)-2 来間島、来間東農村公園内展望台

来間大橋を渡って来間島に入っすぐの、道路沿いから見える場所にある展望台である。

前記の竜宮展望台に比べると、標高が約40m程度と低いが、眼下の来間漁港から事業実施想定区域の全景、その背後の宮古島の様子までがわかる。

事業実施想定区域の見え方は竜宮展望台とあまり変わりはないが、視点が低い分、港湾施設や突堤などの人工構造物が目立たなくなっている。



写真 5.4.1-4(2) 来間島、来間東農村公園内展望台からの眺望  
(撮影日：平成27年8月29日)

c)-3 来間島、来間港

かつては前浜港と結ぶ渡船の発着場であったが、現在は前浜港同様、プレジャーボートなどが係留される海洋レジャーの拠点となっている場所である。

竜宮展望台と農村公園内の展望台との中間にあるため、視線の方向に違いはないが、視点の高さが海面に近いレベルとなるため、事業実施想定区域の前面のビーチとその後ろの保安林の樹林地までしか展望できない。また、前浜港も目立たないが、白い砂浜を分断する要素として視認できる。



写真 5.4.1-4(3) 来間島、来間港からの眺望

(撮影日：平成 27 年 8 月 29 日)

## 5.4.2 予測

### 1) 予測項目

予測は、以下に示す事項とした。

- ・ 景観資源の変化
- ・ 主要な眺望点からの眺望景観の変化

### 2) 予測方法

#### ① 景観資源の変化

予測地域は事業実施想定区域とし、2章に記載する計画原案であるA案、B案を予測の前提とした。

事業予定地内の植生等の分布とA案、B案を重ね合わせることにより、景観資源の変化の可能性について予測したが、A案、B案は土地利用のゾーニングのみにとどまり、建築面積や樹林地・草地等の緑被地面積なども算定はされていないことから、定性的な予測にとどめた。また、事業目的が都市公園の整備であることに鑑み、公園としての維持管理も踏まえた、管理の質も含めた予測も行った。

なお、A案、B案では、詳細な造成計画や施設計画は明らかになっていないことから、今後の計画地盤高や施設配置・施設規模の設定如何によっては、大規模な法面や工作物の出現によって残留する範囲が変動することによる予測の不確実性が残る。

#### ② 主要な眺望点からの眺望景観の変化

予測地域は調査地域と同一の範囲とし、2章に記載するA案、B案を予測の前提とした。

主要な眺望点からの眺望景観とA案、B案を比較することにより定性的に予測した。

なお、A案、B案は、土地利用のゾーニングのみにとどまり、詳細な造成計画や施設計画は明らかになっていないことから、眺望景観を錯乱する景観構成要素の出現状況を定量的に把握出来ないことによる予測の不確実性が残る。

### 3) 予測結果

#### ① 景観資源の変化

植生区分等から求めた景観資源の分布とA案、B案との重ね合わせは、図5.4.2-1～2に示すとおりであり、事業実施想定区域における景観資源の変化は、表5.4.2-1に示すとおりである。

予測結果は、A案、B案とも違いはなかった。

評価されるべき景観資源としての樹林地は「海辺の森強化ゾーン」での新たな植林などもあって、全体としては増加することになる。同様に重要な海浜及び海浜草地は、大きな変化はない。

負の景観資源と言える荒蕪地については解消されることになる。

人工的な景観となる施設用地は、規模や配置には大きな変更はないが、改修等により美観は向上することになる。



表 5.4.2-1 景観資源の変化

景観資源	A案	B案
樹林地	樹林地がまとまって分布するのは、保安林指定されている海岸背後地であるが、ここは「海辺の森保全・活用ゾーン」として、保全が前提となり、加えて「海辺の森強化ゾーン」が併設され、また各ゾーンにも木陰をつくる森や緩衝緑地となる森などが整備されることから、樹林地の面積は増大することになる。	樹林地がまとまって分布するのは、保安林指定されている海岸背後地であるが、ここは「海辺の森保全・活用ゾーン」として、保全が前提となり、加えて「海辺の森強化ゾーン」が併設され、また各ゾーンにも木陰をつくる森や緩衝緑地となる森などが整備されることから、樹林地の面積は増大することになる。
海浜及び草地	当該地の全体は「海浜保全・活用ゾーン」に含まれる。ここは公園の最大のセールスポイントである美しい海辺の景観を保全することが前提となっており、散策道などの整備による影響は一部で想定されるが、基本的には、景観資源に与える影響は極めて少ないと予測される。	当該地の全体は「海浜保全・活用ゾーン」に含まれる。ここは公園の最大のセールスポイントである美しい海辺の景観を保全することが前提となっており、散策道などの整備による影響は一部で想定されるが、基本的には、景観資源に与える影響は極めて少ないと予測される。
畑地	現在は事業実施想定区域の各所に点在しているが、事業後は「観光・レクリエーションゾーン」内で検討されている体験農園的な施設以外は無くなることになる。	現在は事業実施想定区域の各所に点在しているが、事業後は「観光・レクリエーションゾーン」内で検討されている体験農園的な施設以外は無くなることになる。
荒蕪地	畑地と同様に、事業実施想定区域内の各所に点在しており、雑草が繁茂するなど負の景観資源と言える。事業後は公園として整備されることで皆無となる。	畑地と同様に、事業実施想定区域内の各所に点在しており、雑草が繁茂するなど負の景観資源と言える。事業後は公園として整備されることで皆無となる。
施設用地	主に海浜部に整備された港湾施設や便益施設であり、「海浜保全・活用ゾーン」に含まれる。事業計画では新たな利用サービス拠点施設の整備が見込まれているが、現在の施設をリニューアルする形での整備が検討されており、大きな現状変更にはつながらないものと考えられる。	主に海浜部に整備された港湾施設や便益施設であり、「海浜保全・活用ゾーン」に含まれる。事業計画では新たな利用サービス拠点施設の整備が見込まれているが、現在の施設をリニューアルする形での整備が検討されており、大きな現状変更にはつながらないものと考えられる。

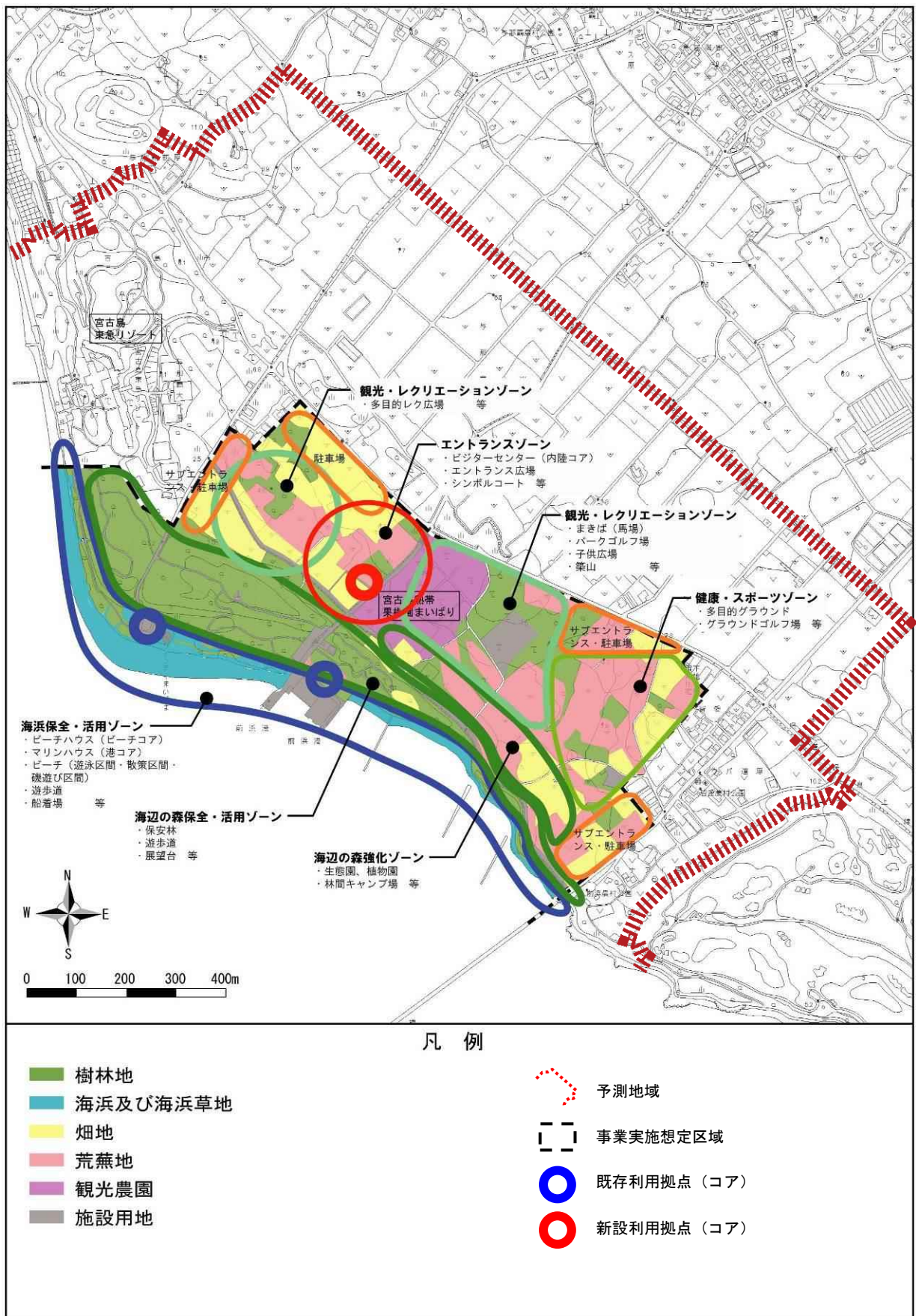


図 5.4.2-1 景観資源の分布とA案との重ね合わせ



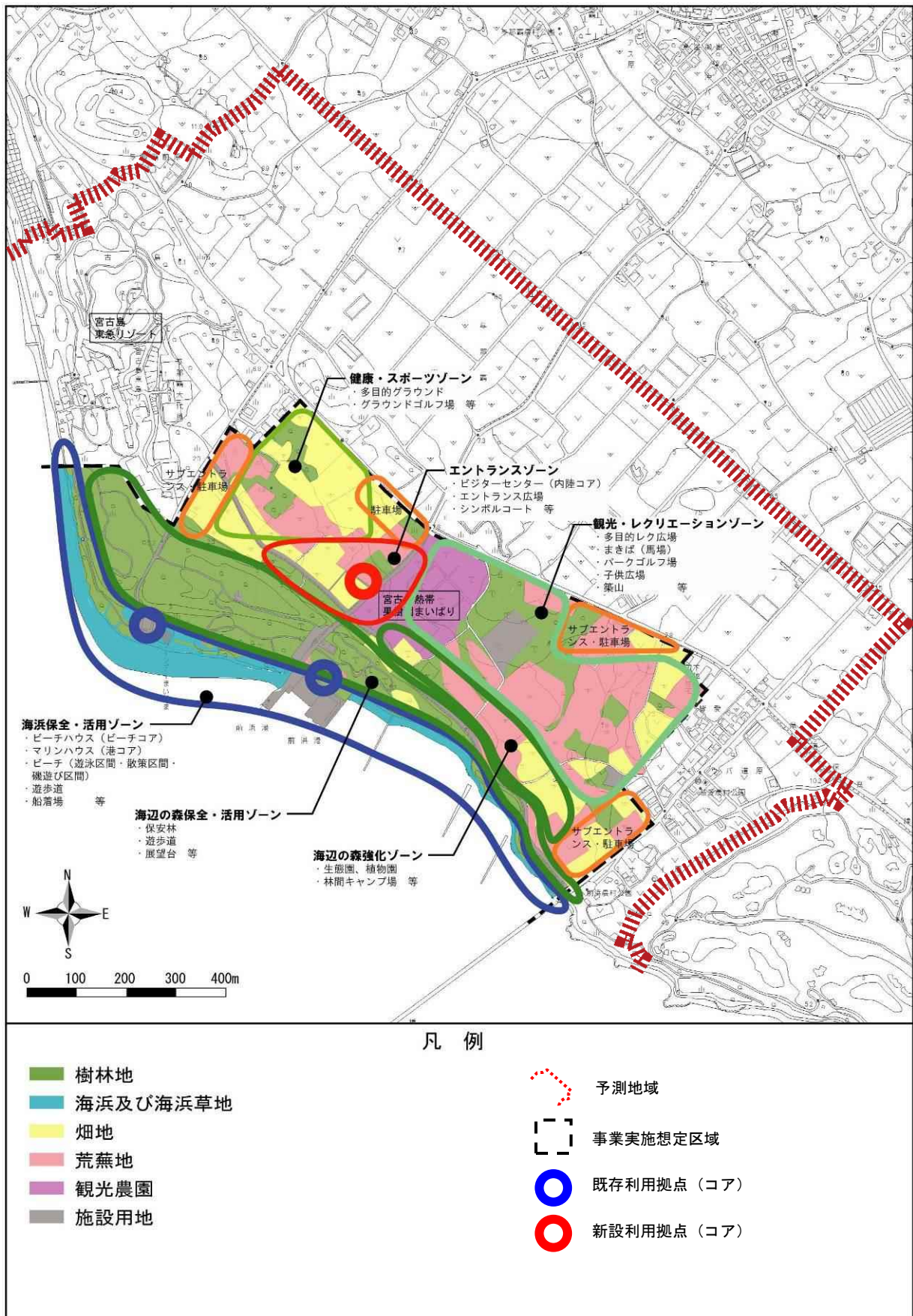


図 5.4.2-2 景観資源の分布とB案との重ね合わせ



## ② 主要な眺望地点からの眺望景観の変化

事業実施想定区域周辺における主要な眺望地点からの眺望景観の変化は表 5.4.2-2 に示すとおりである。

結果としてA案、B案との相違はない。

表 5.4.2-2 主要な眺望地点からの眺望景観の変化

種別	主要な眺望点の名称	A案	B案
近景域	県道保良上地線沿道 (熱帯果樹園まいばり 東側付近)	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路沿いにサブエントランスとして駐車場が計画されており、沿道景観が変化する可能性がある。</li> <li>ただし、公園の出入り口としての修景が行われるため、景観性は向上すると思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路沿いにサブエントランスとして駐車場が計画されており、沿道景観が変化する可能性がある。</li> <li>ただし、公園の出入り口としての修景が行われるため、景観性は向上すると思われる。</li> </ul>
	市道仲ネク線沿道(東 急ホテル東側付近)	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路沿いにサブエントランスとして駐車場が計画されており、沿道景観が変化する可能性がある。</li> <li>ただし、公園の出入り口としての修景が行われるため、景観性は向上すると思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路沿いにサブエントランスとして駐車場が計画されており、沿道景観が変化する可能性がある。</li> <li>ただし、公園の出入り口としての修景が行われるため、景観性は向上すると思われる。</li> </ul>
	市道来間線沿道(前 浜港北側付近)	<ul style="list-style-type: none"> <li>両側とも海辺の森保全・活用ゾーンとして維持される。</li> <li>公園として適切な維持管理を行うことで、より一層良好な樹林地景観が形成される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>両側とも海辺の森保全・活用ゾーンとして維持される。</li> <li>公園として適切な維持管理を行うことで、より一層良好な樹林地景観が形成される。</li> </ul>
	市道ミナアイ原線沿道 (熱帯果樹園まいばり 南西側付近)	<ul style="list-style-type: none"> <li>左手は海辺の森保全・活用ゾーンとして樹林地が維持され、適切な管理により景観性も向上する。</li> <li>右手は、エントランスゾーンとして何らかの公園施設(建築物)が整備される場であり、沿道景観は変化することになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左手は海辺の森保全・活用ゾーンとして樹林地が維持され、適切な管理により景観性も向上する。</li> <li>右手は、エントランスゾーンとして何らかの公園施設(建築物)が整備される場であり、沿道景観は変化することになる。</li> </ul>
	海岸線(市道皆愛学 道線の来間大橋北詰 付近)	<ul style="list-style-type: none"> <li>海辺の森保全・活用ゾーンとして樹林地が維持され、加えてその背後も海辺の森強化ゾーンとして植林等が行われ、より厚みのある緑地帯が創出される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海辺の森保全・活用ゾーンとして樹林地が維持され、加えてその背後も海辺の森強化ゾーンとして植林等が行われ、より厚みのある緑地帯が創出される。</li> </ul>
中景域	県道保良上地線沿道 (市道宮野原カネッサ 線交差部付近)	<ul style="list-style-type: none"> <li>眺望できるのは海辺の森保全・活用ゾーンであり、ここは樹林地が維持されるため景観が変化する可能性は少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>眺望できるのは海辺の森保全・活用ゾーンであり、ここは樹林地が維持されるため景観が変化する可能性は少ない。</li> </ul>
	市道来間線沿道(市 道宮野原カネッサ線 交差部付近)	<ul style="list-style-type: none"> <li>眺望できるのは海辺の森保全・活用ゾーンであり、ここは樹林地が維持されるため景観が変化する可能性は少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>眺望できるのは海辺の森保全・活用ゾーンであり、ここは樹林地が維持されるため景観が変化する可能性は少ない。</li> </ul>
	サトウキビ畑内農道沿 道(市道宮野原カネ ッサ線交差部付近)	<ul style="list-style-type: none"> <li>背景となる海辺の森保全・活用ゾーンの樹林地の景観は変化する可能性は少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>背景となる海辺の森保全・活用ゾーンの樹林地の景観は変化する可能性は少ない。</li> </ul>

種別	主要な眺望点の名称	A案	B案
中景域	サトウキビ畑内農道沿道(市道宮野原カネッサ線交差部付近)	・前面の観光・レクリエーションゾーンは利用施設(建築物)の配置などによって変化する可能性がある。	・前面の観光・レクリエーションゾーンは利用施設(建築物)の配置などによって変化する可能性がある。
遠景域	来間島、竜宮展望台	・前面の海浜保全・活用ゾーンとその背後の海辺の森保全・活用ゾーンのみが視認でき、この両ゾーンとも保全が図られるため、景観変化の可能性は少ない。 ・負の要素としてとらえられ、砂浜を分断している港湾施設も維持されることになる。	・前面の海浜保全・活用ゾーンとその背後の海辺の森保全・活用ゾーンのみが視認でき、この両ゾーンとも保全が図られるため、景観変化の可能性は少ない。 ・負の要素としてとらえられ、砂浜を分断している港湾施設も維持されることになる。
	来間島、来間東農村公園内展望台	・前面の海浜保全・活用ゾーンとその背後の海辺の森保全・活用ゾーンのみが視認でき、この両ゾーンとも保全が図られるため、景観変化の可能性は少ない。 ・負の要素としてとらえられ、砂浜を分断している港湾施設も維持されることになる。	・前面の海浜保全・活用ゾーンとその背後の海辺の森保全・活用ゾーンのみが視認でき、この両ゾーンとも保全が図られるため、景観変化の可能性は少ない。 ・負の要素としてとらえられ、砂浜を分断している港湾施設も維持されることになる。
	来間島、来間港	・前面の海浜保全・活用ゾーンとその背後の海辺の森保全・活用ゾーンのみが視認でき、この両ゾーンとも保全が図られるため、景観変化の可能性は少ない。 ・負の要素としてとらえられ、砂浜を分断している港湾施設も維持されることになる。	・前面の海浜保全・活用ゾーンとその背後の海辺の森保全・活用ゾーンのみが視認でき、この両ゾーンとも保全が図られるため、景観変化の可能性は少ない。 ・負の要素としてとらえられ、砂浜を分断している港湾施設も維持されることになる。

### 5.4.3 評価

#### 1) 評価方法

各案の選定事項について環境影響の程度を整理し、A案とB案について定性的な予測結果を比較し、環境影響の回避又は低減等について評価した。

併せて、沖縄県や宮古島市が策定している関連計画の目標等との整合性を検討した。

#### 2) 影響の比較・検討

##### ① 景観への影響の比較

影響の比較は、表 5.4.3-1 に示すとおりである。

景観への影響については、A案、B案とも大差はない。

事業実施に伴う景観への影響が、低減できると評価される。

また、積極的に植林等を行い、公園として芝生広場や花壇などの修景植栽も進める計画であるため、景観性は全体として向上すると思われる。

ただし、造成計画や施設計画等の詳細が不明であるため、今後の事業計画の進捗を踏まえ、以下に示す環境配慮の方向性について具体化を図っていく予定である。

表 5.4.3-1 景観への影響の比較

項目		A案	B案
景観資源 の状況		◎	◎
	樹林地	既存の樹林地は「海辺の森保全・活用ゾーン」として保全が図られ、隣接して「海辺の森強化ゾーン」としての植栽も行われるため、樹林地景観は保全されると共に面積も拡大する。	既存の樹林地は「海辺の森保全・活用ゾーン」として保全が図られ、隣接して「海辺の森強化ゾーン」としての植栽も行われるため、樹林地景観は保全されると共に面積も拡大する。
		○	○
	海浜及び海浜植物	美しい海辺の景観の保全のため「海浜・保全活用ゾーン」に指定されており、景観に与える影響は極めて少ない。	美しい海辺の景観の保全のため「海浜・保全活用ゾーン」に指定されており、景観に与える影響は極めて少ない。
		△	△
	畑地	体験農園的な施設として残される場所以外は消失するが、現在の畑地はそれほど景観性の高いものではない。	体験農園的な施設として残される場所以外は消失するが、現在の畑地はそれほど景観性の高いものではない。
	◎	◎	
荒蕪地	雑草が繁茂するなど負の景観資源となっているが、公園の整備に伴い解消される。	雑草が繁茂するなど負の景観資源となっているが、公園の整備に伴い解消される。	
	○	○	
施設用地	既存の港湾施設や便益施設をリニューアルする形での整備が検討されており、景観上の大きな変化はない。	既存の港湾施設や便益施設をリニューアルする形での整備が検討されており、景観上の大きな変化はない。	
主要な眺望点及び眺望景観の状況		○	○
	県道保良上地線沿道(熱帯果樹園まいぱり東側付近)	道路沿いに駐車場等の計画があるため景観は変化するが、公園としての修景が行われるため沿道景観への影響は少ない。	道路沿いに駐車場等の計画があるため景観は変化するが、公園としての修景が行われるため沿道景観への影響は少ない。
		○	○
	市道仲ネク線沿道(東急ホテル東側付近)	道路沿いに駐車場等の計画があるため景観は変化するが、公園としての修景が行われるため沿道景観への影響は少ない。	道路沿いに駐車場等の計画があるため景観は変化するが、公園としての修景が行われるため沿道景観への影響は少ない。
		○	○
	市道来間線沿道(前浜港北側付近)	両側とも「海辺の森保全・活用ゾーン」として保全され、公園整備に伴う一層の景観性の向上も期待できる。	両側とも「海辺の森保全・活用ゾーン」として保全され、公園整備に伴う一層の景観性の向上も期待できる。
	○	○	
市道ミナイ原線沿道(熱帯果樹園まいぱり南西側付近)	左手(海側)は「海辺の森保全・活用ゾーン」として維持され、右手(内陸側)は「エントランスゾーン」として公園施設の整備が予定され景観は変化するが、公園としての修景緑化が図られるため、影響は少ない。	左手(海側)は「海辺の森保全・活用ゾーン」として維持され、右手(内陸側)は「エントランスゾーン」として公園施設の整備が予定され景観は変化するが、公園としての修景緑化が図られるため、影響は少ない。	
	◎	◎	
海岸線(市道皆愛学道線の来間大橋北詰付近)	「海辺の森保全・活用ゾーン」として樹林地景観が維持され、背後地も「海辺の森強化ゾーン」として植林等が行われるため、景観は向上する。	「海辺の森保全・活用ゾーン」として樹林地景観が維持され、背後地も「海辺の森強化ゾーン」として植林等が行われるため、景観は向上する。	



主要な眺望点及び眺望景観の状況	県道保良上地線沿道(市道宮野原カネッサ線交差部付近)	○ 「海辺の森保全・活用ゾーン」が眺望できるが、ここは樹林地が保全されるため景観は変化しない。	○ 「海辺の森保全・活用ゾーン」が眺望できるが、ここは樹林地が保全されるため景観は変化しない。
	市道来間線沿道(市道宮野原カネッサ線交差部付近)	○ 「海辺の森保全・活用ゾーン」が眺望できるが、ここは樹林地が保全されるため景観は変化しない。	○ 「海辺の森保全・活用ゾーン」が眺望できるが、ここは樹林地が保全されるため景観は変化しない。
	サトウキビ畑内農道沿道(市道宮野原カネッサ線交差部付近)	○ 背景となる「海辺の森保全・活用ゾーン」は保全されるため景観に変化はなく、前面の「観光・レクリエーションゾーン」は利用施設の整備に伴い景観の変化が予想されるが、公園としての修景も行われるため景観の悪化はない	○ 背景となる「海辺の森保全・活用ゾーン」は保全されるため景観に変化はなく、前面の「観光・レクリエーションゾーン」は利用施設の整備に伴い景観の変化が予想されるが、公園としての修景も行われるため景観の悪化はない
	来間島、竜宮展望台	○ 前面の「海浜保全・活用ゾーン」とその背後の海辺の森保全・活用ゾーン」が遠望されるが共に保全が図られるゾーンであるため、景観は維持される。	○ 前面の「海浜保全・活用ゾーン」とその背後の海辺の森保全・活用ゾーン」が遠望されるが共に保全が図られるゾーンであるため、景観は維持される。
	来間島、来間東農村公園展望台	○ 前面の「海浜保全・活用ゾーン」とその背後の海辺の森保全・活用ゾーン」が遠望されるが共に保全が図られるゾーンであるため、景観は維持される。	○ 前面の「海浜保全・活用ゾーン」とその背後の海辺の森保全・活用ゾーン」が遠望されるが共に保全が図られるゾーンであるため、景観は維持される。
	来間島、来間港	○ 前面の「海浜保全・活用ゾーン」とその背後の海辺の森保全・活用ゾーン」が遠望されるが共に保全が図られるゾーンであるため、景観は維持される。	○ 前面の「海浜保全・活用ゾーン」とその背後の海辺の森保全・活用ゾーン」が遠望されるが共に保全が図られるゾーンであるため、景観は維持される。
総合比較	△ ・両案に差はない。 ・景観への影響が想定されるのは唯一畑地であるが、これも公園事業による芝生地や広場等への転換であり、景観的にマイナス要素とも言い難い。 ・樹林地は一層増加することになり、負の要素である荒蕪地も解消されることから、全体として景観性は向上することになる。	△	

注) 記号の意味

総合比較以外

- ◎：良好な影響が想定される
- ：影響は小さいまたはないと想定される
- △：一定の影響が想定される
- ×：影響が想定される  
(記号が△同士の場合)
- ＋：他の案に比べて優れている
- －：他の案と比べて劣っている
- ：他の案と比べて優劣をつけがたい

総合比較の記号の意味

- ：他の案に比べて優れている
- △：他の案とほとんど差がない
- ×：他の案と比べて劣っている

## ② 環境配慮の方向性

- ・海浜部にあつては、新たな工作物等の整備は極力控え、整備が必要な場合でも、既存施設のリニューアルや、既に人為的に改変された場所での整備を基本とすることで、自然景観の保全に努める。
- ・その背後に連続する、保安林指定がなされている樹林地も、青い海、白い砂浜、そして緑の森として一体をなすものであり、海岸線に連なる緑のネットワークとしても重要であるため、保全を基調とし、厚みが薄い箇所では植林等による増大を図る。
- ・内陸部の平坦地は、宮古圏域を代表する都市公園として整備することで、緑豊かな景観を創出していく。
- ・公園内に整備する、利用拠点となる施設（建築物等）の整備にあつては、周辺景観との調和や宮古らしさの演出、建物緑化等を進めることとする。
- ・また、緑の量の確保のほか、公園として適切な管理を行うことで、美観の維持向上に務める。

## 3) 目標等との整合性の検討

- ・「沖縄県景観形成基本計画」（沖縄県、平成 23 年）では、自然海岸については「亜熱帯地域の美しい自然海岸の風景の保全・回復を図る。」とされ、公園等の拠点施設に対しては「沖縄らしさや亜熱帯海洋性の風土を感じさせる風景の創造等を図る。」とされている。
- ・また、「宮古島市景観計画」（宮古島市、平成 23 年）では「海岸地域景観ゾーン」としての景観形成が目指されている。

表 5.4.3-2 景観に係る関連計画の目標等

### 【美ら島沖縄風景計画（沖縄県景観形成基本計画）（沖縄県、平成 23 年）】

美ら島沖縄風景づくり計画では、風景づくりの目標と方針を類型ごとに定めている。事業実施想定区域は、宮古島を代表する美しい海岸線に整備される公園として、また、宮古圏域における県営の大規模公園（広域公園）の事業予定地として、以下に該当する。

#### A：自然・歴史（骨格となる自然・歴史の風景づくり）

##### A-2：自然海岸

目標：亜熱帯地域の美しい自然海岸の風景の保全・回復を図る。

方針：□亜熱帯地域の美しい自然海岸の風景の保全・回復を図る。

浸食海浜の再生や赤土流出防止・下水処理等水質汚濁対策・海岸保全施設の改善に努めるなど、本県の観光・リゾートの魅力の基盤でもある美しい海岸線をいかした風景の保全・回復を図ります。

□地域の経済活動と調和した美しい自然海岸の保全・回復を図る。

亜熱帯の海をいかした海浜レクリエーションや各種海洋療法等の健康づくりなど、地域間交流を広げ地域の経済活動と調和した自然海岸の保全・回復を図ります。

#### D：公共空間等（沖縄らしさをいかした創造的な風景づくり）

##### D-3：拠点施設等

目標：沖縄らしさや亜熱帯海洋性の風土を感じさせる風景の創造等を図る。

方針：□亜熱帯の風土や空間構造をいかした主要公共施設等による風景の創造を図る。

主要公共施設や公園等の拠点施設の整備にあつては、配置やスケール感、光と陰、風の道など、

亜熱帯の風土や歴史的空間構造をいかした風景づくりを図ります。

□地域に調和した建築物・工作物による風景の創造を図る。

建築物・工作物については、地域に調和しないけばけばしい色彩は避けるとともに、壁面緑化や屋上緑化を取り入れ、緑豊かで統一感のある風景づくりを図ります。

#### 【宮古島市景観計画（宮古島市、平成 23 年）】

宮古島市景観計画では、景観計画区域を、島を取り巻くリーフを含めた宮古島市全域と定めたうえで、地域別景観まちづくりの方針を定めている。

事業実施想定区域は、この中の海岸地域景観ゾーンに含まれ、その方針は次のとおりである。

##### a. 琉球石灰岩隆起の地形を生かした海岸地域景観

- ・島の成り立ちの中でつくられた壮大な海岸部や入り江等の地形、そしてそこでの植生や動物相を生かしつつ、リゾート空間も自然景観に溶け込むよう、琉球石灰岩隆起の地形を生かした海岸地域景観づくりを進めます。
- ・珊瑚礁の広がる海域部については、生態系と景観形成の両面から、その保全を図り、宮古の象徴的な青い海域景観を守ります。

本事業は都市公園の整備事業であり、公園は本来、住民のレクリエーションや健康運動、様々な余暇活動の場であるとともに、自然環境の保全や景観形成などに寄与することも大きな役割のひとつである。

このため、次年度以降に進める事業の中では「環境保全計画」や「景観計画」を具体的に検討し、現在の優れた自然環境の保全はもとより、景観阻害要因の排除や地域にふさわしい新たな公園景観の形成なども図られることとする。

この際は、沖縄県景観形成基本計画や宮古島市景観計画は上位計画と位置づけられ、その基本方針などに沿って具体策が検討・展開されることになり、表 5.4.3-2 に示す景観に係る関連計画の目標等との整合は、今後も図られていくと評価する。